

りそな年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」について	……P1
【レポート】	企業年金基金の名称の審査基準について	……P6
【コラム】	確定給付企業年金のポータビリティに係る法令改正について	……P6

「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」について

1. はじめに

本年（2016年）7月20日、「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成28年厚生労働省告示第290号）が制定・公布されました。企業年金に関する個人情報等の取扱いについては、2015年のマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号））の施行等を受けて、従来よりも慎重かつ厳重な対応がますます求められているところであり、今般のガイドラインの制定もその流れの沿ったものであるといえます。

今回は、同ガイドラインの概要について、これまで企業年金に関する個人情報等の取扱いについて規定していた通知「企業年金等に関する個人情報の取扱いについて」（平成16年年発第10011002号）との相違点を中心に解説いたします。

2. ガイドライン制定の経緯

2003（平成15）年の個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））の制定を機に、各省庁では、所管分野ごとに個人情報の保護に関する措置の適切かつ有効な実施を図るためのガイドライン等を策定してきました。企業年金分野においては、厚生労働省が2004（平成16）年に前述の「企業年金等に関する個人情報の取扱いについて」を発出し、企業年金に関する個人情報の取扱いについて規定していました。

しかし、各省庁のガイドラインの形式や内容は個々に異なることから、各事業分野の特性・独自性に依拠する部分を除いた部分の共通化を図るため、内閣府より「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）に沿ったガイドラインの改正が求められていました。

2014（平成26）年11月、上記申合せが改訂されたことを受けて、各省庁は、**個人情報保護に関するガイドラインの形式を「告示」に統一**するなど、上記申合せに沿った整備・見直し等を行うこととされました。これを受けて、今般、新たに告示の形式である「**私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン**」（以下「**ガイドライン**」）が制定されました。

なお、今般のガイドライン制定に伴い、これまで企業年金に関する個人情報等の取扱いを規定していた「**企業年金等に関する個人情報の取扱いについて**」（以下「**旧通知**」）は本年7月20日限りで廃止されました。

3. 「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」の概要

今般制定されたガイドラインは、私的年金関係事業者（→次ページご参照）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、私的年金関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めたものです。ガイドラインは全部で12の項目から成り立っていますが、本稿では、そのうち重要と思われる項目に焦点を当てて解説いたします。

(1) 定義 ～対象者～

ガイドラインでは、「**私的年金関係事業者**」および「**私的年金分野**」について、図表1の通り定義されています。私的年金と聞くと、公的年金以外の年金すなわち企業年金と個人年金を連想するのが一般的で

「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」について

すが、ガイドラインの対象となるのは厚生労働省が所管する図表 1 の制度だけであり、個人年金保険、中小企業退職金共済（中退共）および財形年金などはガイドラインの対象には含まれません。

また、私的年金分野において個人情報取扱事業者に該当しない事業者等についても、個人情報保護法の基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましいとされています。

＜図表 1＞私的年金関係事業者および私的年金分野の定義

制度名	私的年金関係事業者	私的年金分野 (関係法令)
国民年金基金	国民年金基金 国民年金基金連合会	国民年金法
石炭鉱業年金基金	・石炭鉱業年金基金 ・石炭鉱業年金基金の会員たる事業主	石炭鉱業年金基金法
確定給付企業年金	・企業年金基金 ・企業年金基金を実施する厚生年金適用事業所の事業主 規約型DBの事業主 企業年金連合会	確定給付企業年金法
確定拠出年金	・企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主 ・個人型年金加入者を使用する事業主	確定拠出年金法
存続厚生年金基金	・存続厚生年金基金 ・存続厚生年金基金が設立された適用事業所の事業主 存続連合会	改正前の厚生年金保険法*

※平成 25 年改正法附則第 5 条および同法附則第 38 条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 25 年改正法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法

(出所)「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 2.13 および 14 を基に、リソナ年金研究所作成。

(2) 利用目的

①利用目的の特定

私的年金関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（利用目的）をできる限り具体的に特定しなければなりません。例えば、「事業活動のため」「お客様サービスの向上のため」といった記載は抽象的とされ、できる限り特定したことはありません。

②利用目的による制限

私的年金関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、目的外利用には当たりません。また、①法令に基づく場合（警察・裁判所・証券取引等監視委員会等による捜査等）、②人の生命・身体・財産の保護に資する場合（急病・事故・大規模災害時の連絡等）、③感染症の予防など公衆衛生の向上に資する場合、④国・地方自治体の機関等への情報提供（警察・税務署への提出、一般統計調査への回答等）に該当する場合は、本人の同意は不要とされています。

(3) 個人情報の取得に関する義務

①適正な取得

私的年金関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。また、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例：利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表しているか etc）および当該個人情報の取得方法（例：取得の経緯を示す契約書等の書面の点検 etc）等を確認し、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、その取得を自粛することを含めて慎重に対応することが望ましいとされています。

②取得時の利用目的の通知・公表

私的年金関係事業者は、個人情報を取得した場合は、その利用目的を速やかに本人に通知しなければなりません。なお、利用目的を次の方法により公表している場合は、この限りではありません。

- ・ 自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載
- ・ 事業所の窓口等への書面の掲示・備付け
- ・ パンフレット等への記載・配布

③書面等による直接取得時の利用目的の明示

私的年金関係事業者は、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。なお、ここでいう「利用目的の明示」は、事業の性質および個人情報の取扱状況に応じ、下記の通り内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要があります。

- ・ 往復はがきの往はがきに、社会通念上、本人が認識できる場所および文字の大きさに利用目的を記載する。
- ・ 面談中、本人に対し、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する。
- ・ ユーザー入力画面において、送信ボタン等をクリックする前等に利用目的が本人の目にとまる形で配置・記載する。

(4) 個人データの管理に関する義務

①安全管理措置

私的年金関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。その取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。特に、事業者の内部・外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次のような措置を講ずることが例示されています（図表2・3）。

＜図表2＞個人データの管理に関する安全管理措置の例

	例 示
責任の所在の明確化のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データの安全管理の実施および運用に関する責任および権限を有する個人情報保護管理者の設置（役員など組織横断的に監督することのできる者を任命） ・ 事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署の設置 ・ 事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う合議制の委員会の設置
新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直しおよび改善に向けた監査実施体制の整備	個人情報保護対策および最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む）
漏えい等に早期に対処するための体制整備	漏えい等が発生した場合または発生のおそれがある場合の連絡体制の整備
不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定	スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限および機器の更新への対応
入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所および情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施	入退館（室）の記録の保存
盗難等の防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ カメラによる撮影や作業への立会い等による記録またはモニタリングの実施 ・ 記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止または検査の実施

（出所）「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」第6.2（1）～（6）を基に、リそな年金研究所作成。

「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」について

＜図表3＞情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置【2016年9月1日適用】

	概 要
インターネットとの物理的・論理的分離	加入者等の個人情報を取り扱う基幹システムに接続されたネットワーク（基幹系ネットワーク）とインターネットに接続されたネットワーク（情報系ネットワーク）を物理的または論理的に分離をすること。また、基幹システムに保管されている個人情報を直接取り扱う作業は、インターネットに接続されたパソコン等では行わないこと。また、業務に応じて適切なアクセス権限を付与すること。
個人情報データの外部への移送	基幹システムにある個人情報データを外部の機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行い、原則として、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず電磁的記録媒体を使用する、または専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること。
システム改修までの間の安全管理措置	上記について運用上可能なものは直ちに実施するとともに、システム対応が必要となるものについては、システム改修を検討すること。なお、システム改修までの間、基幹システムにある個人情報を取り扱う場合、暗号化・パスワードの設定、作業終了後のパソコン等からの個人情報の消去等の安全管理措置を徹底すること。

（出所）「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」第6.2（7）を基に、リそな年金研究所作成。

②従業員および委託先の監督

私的年金関係事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせる場合ならびに個人データの取扱いの全部または一部を外部に委託する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員ならびに委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

委託契約等の締結にあたっては、以下に示す事項について定めることが望ましいとされています。

イ 委託先の個人データの取扱いに関する事項

- ・委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業員以外の者を含む）を明確にすること
- ・委託先において講ずべき安全管理措置の内容

ロ 委託先の秘密の保持に関する事項

ハ 委託された個人データの再委託に関する事項

- ・再委託の可否および再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告または承認

ニ 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

ホ 契約内容が遵守されなかった場合の措置

- ・安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項

委託先における個人データの取扱い状況を把握するために、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましいとされています。

上記の委託先に関する規定は、再委託先（再々委託以降を含む）についても同様とされています。

(5) 個人データの第三者提供に関する義務

①第三者提供の制限

私的年金関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなりません。ただし、加入者原簿の作成や地方公共団体情報システム機構からの生存情報および個人番号の取得等の法令に基づく業務を行う場合や、前述（2）②で記載した場合（本人同意が不要な場合）と同様のケースに該当する場合は、この限りではありません。

②いわゆる「オプトアウト」

私的年金関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができるものとされています。

- ・第三者への提供を利用目的とすること。
- ・第三者に提供される個人データの項目（例：氏名、住所、電話番号）
- ・第三者への提供の手段または方法（例：書籍として出版、インターネットに掲載）
- ・本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

(6) 保有個人データの開示等に関する義務

私的年金関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければなりません。

- イ 当該私的年金関係事業者の氏名または名称
- ロ 全ての保有個人データの利用目的
- ハ 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続
 - ・利用目的の通知の求め
 - ・開示の求め
 - ・内容の訂正、追加または削除の求め
 - ・利用の停止または消去の求め
 - ・第三者提供の停止の求め
 - ・上記につき手数料を定めたときは、その手数料の額
- ニ 保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号
その他の苦情申出先
- ホ 当該私的年金関係事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称および苦情の解決の申出先

私的年金関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止ならびに消去を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データに係る対応をしなければなりません。ただし、当該本人からの求めが法令等に抵触する場合等は、その求めに応じないことも可能ですが、当該求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

(7) 苦情処理に関する義務

私的年金関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければなりません。

なお、担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、上記（6）で前述した通り、本人の知り得る状態に置かなければなりません。

4. おわりに ～適用期日および今後の対応等について～

ガイドラインは、**公布日（2016年7月20日）から適用することとされています。**ただし、第6の2（7）（→前述（4）および図表3）に規定する「**情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置**」のみ**2016年9月1日から適用することとされています。**

なお、ガイドラインの規定には「原則として」といった表記が散見されており、詳細についてはなお不明確な事項も少なくないため、昨年（2015年）10月のマイナンバー法の施行時と同様、個別具体的な規定については「Q&A」が通知等により別途提示されるのではないかとされています。

ガイドラインに関する詳細ならびに実務上の対応事項等につきましては、新たな情報が入り次第、追ってご案内させていただきます。

<ご参考資料>

私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成28年厚生労働省告示第290号）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000146995>

私的年金分野における個人情報保護に関するガイドラインに関する御意見募集（パブリックコメント）
に対して寄せられたご意見について（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150290&Mode=2>

（りそな銀行 年金信託部）

レポート

企業年金基金の名称の審査基準について

本年（平成 28 年）8 月 1 日、「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」（平成 28 年 8 月 1 日年企発 0801 第 1 号）が発出されました。当該通知により、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）が改正され、企業年金基金（基金型 DB）の名称に係る審査基準が以下の通り設けられました。

基金の名称は、法人の目的および実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次の基準を満たしていること。

- ①既存の企業年金基金と誤認させるおそれのある名称でないこと。
- ②国または地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称でないこと。
- ③複数の事業所（事業所間の人的関係又は資本関係が緊密な場合を除く）が共同して設立しようとする場合は、事業所の所在する地域とかけはなれた名称でないこと。

上記の措置は、社会保障審議会企業年金部会の第 17 回会合および第 18 回会合において「確定給付企業年金のガバナンス」が議論された際に、論点の一つとして「企業年金基金の名称」が取り上げられたのが契機となったものです。本件については、本年 6 月 20 日から 7 月 19 日までパブリックコメントによる意見募集が実施され、全 29 件の意見のうち反対意見がじつに 27 件を占めたものの、結果的には原案のまま通知が改正されることとなりました。

私的年金制度の名称をめぐるっては、企業年金基金では今般のような必要性に乏しい規制が課せられる一方で、個人型確定拠出年金（個人型 DC）では NISA を模倣した愛称募集が奇しくも通知発出日と同じ 8 月 1 日から開始されており、何とも対照的というか皮相な動きをみせています。

<ご参考資料>

「企業年金基金の名称の審査基準に係る改正について」に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160108&Mode=2>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

りそなコラム

確定給付企業年金のポータビリティに係る法令改正について

第 72 回のコラムのテーマは、確定給付企業年金のポータビリティに係る法令改正に関する、とある信託銀行の営業マン「A さん」と、その上司である「B 課長」とのディスカッションです。

Aさん：取引先のC社から、2016（平成28）年8月1日付でグループ会社であるD社への転籍者が発生するそうです。C社は規約型確定給付企業年金（規約型DB）を、D社は企業型確定拠出年金（企業型DC）をそれぞれ実施していますが、今般C社より、規約型DBの給付を企業型DCへ持ち込むことが可能かどうか相談がありました。

B課長：なるほど。君はどういう回答をするつもりなんだい？

Aさん：今回の転籍者は30歳で、加入者期間が5年ということでした。C社の規約型DBは、加入者期間3年以上で資格喪失した場合は脱退一時金を、加入者期間20年以上で資格喪失した場合は60歳から老齢給付金を支給する制度なので、今回の転籍者は、「支給の繰り下げを行っても老齢給付金の受給権を取得できない（もしくは支給の繰り下げができない）資格喪失者」である中途脱退者に該当します。よって、企業型DCに脱退一時金相当額を移換することができる旨を説明しようと思います。

B課長：その通りだね。補足すると、中途脱退者の要件を満たしているからといって、企業型DCへの移換を強制することはできないから、その点注意が必要だよ。ところで、「中途脱退者への事業主の説明義務」は知っているよね？

Aさん：はい。事業主が中途脱退者に対して、脱退一時金相当額の移換に関する事項を説明しなければならないことが法令で定められています。具体的な内容は、下表のとおりです。

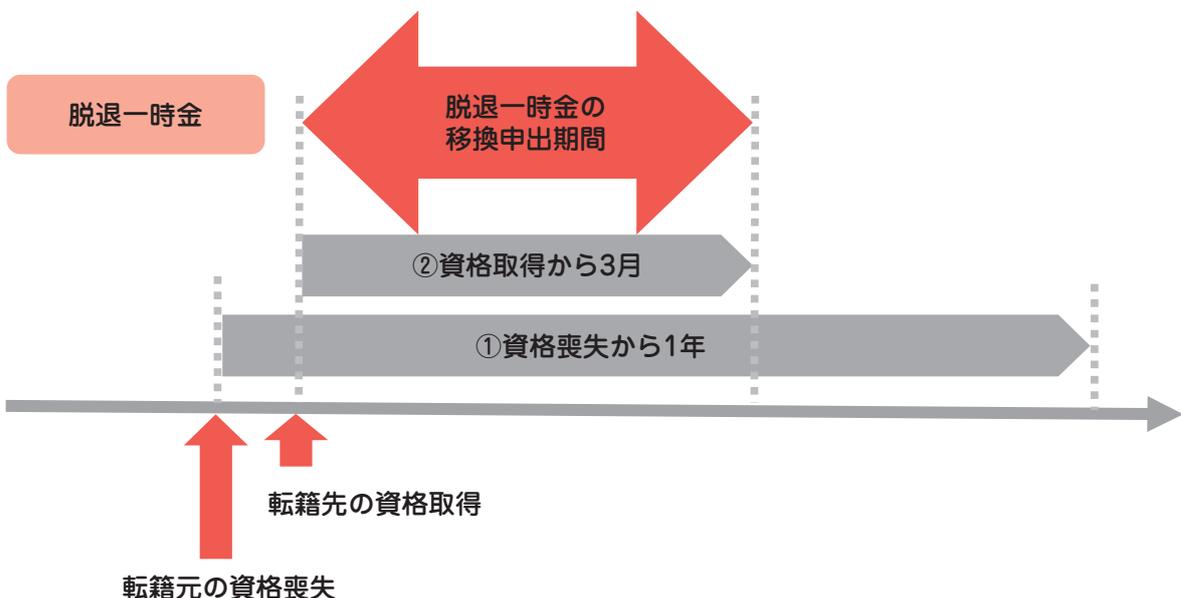
説明内容	
(1)	移換申出期限
(2)	脱退一時金相当額とその算定基礎期間（加入者負担掛金がある場合はその相当額も含む）
(3)	中途脱退者の有する選択肢
(4)	企業年金連合会、国民年金基金連合会の制度の概要・手数料・連絡先
(5)	脱退一時金の受給または移換に関する規約の定め
(6)	退職所得控除と本人拠出相当額の課税について

B課長：そうだね。このうち、(1)の移換申出期限については法令改正が行われて、2016年7月からは、移換申出期限が下記のとおり変更されていることにも注意が必要だよ。

<改正前>

下記①または②のいずれか早い日まで

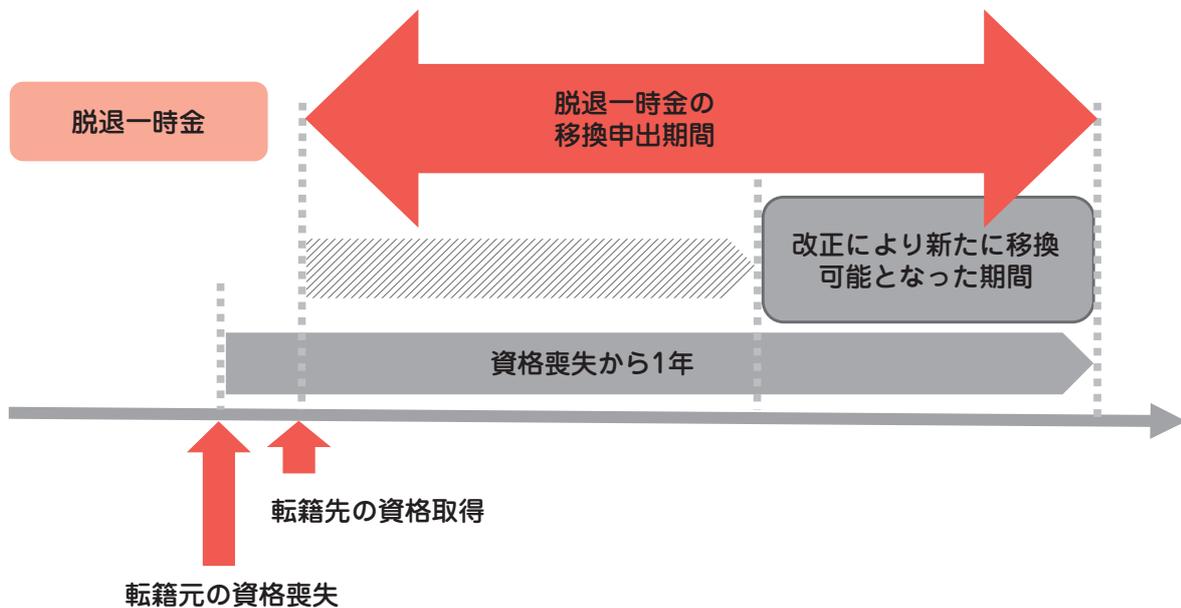
- ① 転籍元制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日
- ② 転籍先制度の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日



確定給付企業年金のポータビリティに係る法令改正について

<改正後>

転籍元制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日まで（改正前の②を削除）



- Aさん：なるほど。従前より移換申出期間が長くなったので、転籍者や転職者にとっては、移換先をじっくりと考えることができるようになったというわけですね。今回の転籍者は、転籍元の資格喪失からまだ数週間しか経過していないので、C社には、脱退一時金相当額を持ち込むことができることを説明します。
- B課長：そうだね。さらにこの改正は、転籍元の中途脱退者への説明だけでなく、転籍先の「新たに採用した人」への説明内容も変わるということを押さえておいてね。
- Aさん：今回のケースでは、D社でも説明の内容が変わるということですね。
- B課長：その通り。また、この機会に、法令改正の内容を正しく伝達してあげることも大切だよ。まだ施行期日は決定していないけど、脱退一時金相当額の移換を申出ることができる中途脱退者の要件が緩和される法令改正が控えていることは、知っているかい？
- Aさん：いいえ。勉強不足ですみません。どのように緩和されるのでしょうか？
- B課長：加入者期間に関する制限が緩和されて、「脱退一時金の支給要件をみだすもの」になるんだ。
- Aさん：ということは、D社の例では、加入者期間20年以上で資格喪失した方、言い換えれば「支給の繰り下げを行えば老齢給付金の受給権を取得できる資格喪失者」でも、脱退一時金相当額の移換の申出が可能になるということですね。C社では今後も継続的に転籍者が発生するようですが、今後は、勤続年数の長い転籍者にも同様のスキームが使えるようになる見込みだということですね。
- B課長：そうだね。ただし、詳細については政省令や通知等に委ねられている部分も多く、現時点では不明な事項も少なくないため、お客さまに説明する際には注意が必要だよ。
- Aさん：わかりました。現時点で判明している内容をお客さまに説明し、新たな内容がわかれば随時お客さまにお伝えしていきます。
- B課長：法令改正によって、制度間の移換が拡充されるということは、事業主の説明義務も増えるということなんだよ。しっかりと説明するように。期待しているよ。

企業年金ノート No.580

2016(平成28)年8月 りそな銀行発行



年金信託部 りそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）